

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条 職員の給与に関する条例の一部改正 (勤勉手当)</p> <p>第16条の7 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>別表第1（第3条関係） 別紙のとおり</p>	<p>第1条 職員の給与に関する条例の一部改正 (勤勉手当)</p> <p>第16条の7 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の95</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の45</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>別表第1（第3条関係） 別紙のとおり</p>
<p>第2条 職員の給与に関する条例の一部改正 (勤勉手当)</p> <p>第16条の7 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員</p>	<p>第2条 職員の給与に関する条例の一部改正 (勤勉手当)</p> <p>第16条の7 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員</p>

当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額

- (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額

当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105を乗じて得た額の総額

- (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50を乗じて得た額の総額

第3条 白岡市任期付市費負担教職員の任用、給与に関する条例の一部改正

別表第1（第5条関係）

市費負担教職員給料表

職員の区分	号給	給料月額（円）
再任用教職員	1	207,400
	2	209,100
以外の教職員	3	210,700
	4	212,400
	5	214,200
	6	215,800
	7	217,500
	8	219,100
	9	220,900
	10	222,800
	11	224,700
	12	226,600
	13	228,100
	14	230,100
	15	232,100
	16	234,100
	17	235,900
	18	238,600
	19	241,300
	20	244,000

第3条 白岡市任期付市費負担教職員の任用、給与に関する条例の一部改正

別表第1（第5条関係）

市費負担教職員給料表

職員の区分	号給	給料月額（円）
再任用教職員	1	204,000
	2	205,700
以外の教職員	3	207,300
	4	209,000
	5	210,800
	6	212,400
	7	214,100
	8	215,700
	9	217,500
	10	219,400
	11	221,300
	12	223,200
	13	224,700
	14	226,700
	15	228,700
	16	230,700
	17	232,500
	18	235,200
	19	237,900
	20	240,600

	21	246,600
	22	249,400
	23	252,000
	24	254,700
	25	257,000
	26	259,400
	27	261,900
	28	264,100
	29	266,600
	30	268,900
	31	271,100
	32	273,200
再任用教職員		274,300

	21	243,200
	22	246,000
	23	248,600
	24	251,300
	25	253,800
	26	256,200
	27	258,700
	28	261,000
	29	263,600
	30	266,000
	31	268,200
	32	270,400
	33	272,500
再任用教職員		274,300

第4条 白岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

(給与に関する特例)

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額(円)
1	376,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000

2～5 略

第4条 白岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

(給与に関する特例)

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額(円)
1	375,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000

2～5 略